

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会正職員募集

職員の定年退職に伴い、民間企業等で職務経験のある方を募集しています。

【概要】

当協会は、土地区画整理を通してさいたま市の街づくりのお手伝いをしています。

さいたま市の外郭団体として、現在市内11箇所の土地区画整理組合から事務を受託しています。

全ての組合がさいたま市内ですので、転勤もなく地域に根差して働くことが出来ます。

職員は、現在31名。40代から50代が中心で、65歳まで働くことが可能です。土地区画整理事業の経験者はもとより、多種の民間企業出身の職員が在籍しています。

【仕事内容】

土地区画整理事業に係る工事、換地、管理、補償業務に関する仕事です。

担 当	内 容
工事課	土地区画整理事業のなかで計画している道路、調整池及び造成工事等の設計・施工管理など、街づくりの基盤整備を担当します。 また、道路の地下に埋設する上下水道、ガスの工事調整や電柱移設の工事依頼など、さいたま市やインフラ関連企業との協議・調整などを行います。
管理課 換地担当	土地区画整理事業の本質である換地設計（土地の再配置）を担当します。 受託している全土地区画整理組合の換地設計は完了しており、換地の変更や換地に関連した建築の許可申請手続き、証明書の発行のほか、さいたま市と土地区画整理事業の完成を見据えた協議等を行います。

担 当	内 容
管理課 管理担当	土地区画整理事業の資金計画、経営状況の管理を担当します。 さいたま市と各種補助金の協議・調整を行いながら収支予算書を作成し、事業費の執行状況を確認して土地区画整理組合の健全な運営をサポートします。また、土地区画整理組合の会議や広報に関する業務を行います。
補償課	土地区画整理事業の換地や工事に伴って生じる建物・竹木等の移転、除去に係る補償業務を担当します。 事業の進捗に合わせて移転計画を作成し、建物・竹木等の移転に要する費用の算定を行い、物件所有者へ説明し協力を得て移転補償契約を締結します。 また、補償金を取り扱うことから、税に関する部署との協議を行います。

【応募資格】

学歴不問、民間企業等における職務経験が直近10年中に通算5年以上ある人、普通自動車運転免許（AT 限定可）は必須です。

なお、土地区画整理士、1級土木施工管理技士、補償業務管理士等があれば実務経験として活かします。

【求めている人材】

地権者や関係諸機関と折衝し、業務を進めていくことが重要な仕事で、組合運営や会計などの正確な事務処理能力が必要です。仕事の特性から協調性が高く、自発的・自律的に動ける人を求めています。

また、人生の中で大切な時間を過ごす職場を明るく楽しくできるように、コミュニケーション能力や協調性のある方を求めています。

【給与】

当協会の給与規程等は、さいたま市の条例等に準じています。

令和9年4月1日現在の初任給は、次のとおりです。（地域手当含む見込み額）

また、このほかに、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

(例) 22歳で大学卒業後、民間企業等で正社員として勤務していた場合

年齢	民間企業等職務経験年数	初任給 (円)
40歳	17年	343,850

※ただし、さいたま市の改正に伴い、変更(減額も含む)される場合があります。

【休暇】

年次有給休暇は、年20日(4月採用者の場合、当該年は15日)となります。

このほかに、病気休暇、特別休暇、介護休暇等があります。